

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
がと日、  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 土地改良法による換地計画の適否の決定  
保安林の指定の解除予定  
土地収用法による事業の認定  
開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 消防設備士講習の実施
- ◇正 誤 昭和五十六年六月鳥取県告示第五百四十六号中訂正  
昭和五十七年一月鳥取県告示第五十六号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第九百九十一号

昭和五十七年八月十二日付けで鳥取市から申請のあつた東千代地区第一

工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字栢ノ谷一七三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日南町

二 事業の種類

日南町除雪車庫両基地建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日南町茶屋字大戸口田内地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

日南町役場

鳥取県告示第九百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年三月二十三日 鳥取県指令受倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字外出口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市宮川町一七四―四

和光不動産

代表者 西村寿文

倉吉市西倉吉町一〇―一六

藤戸哲夫

鳥取県告示第九百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月八日 鳥取県指令受都計第百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字下灘河原東、字灘道東、字汐除外浜、字汐除外畑、字新兵衛開及び字六右衛門開

三 開発を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町二五

美保開発企業株式会社

取締役社長 杉川勝規

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百四号

昭和五十七年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年十月二十日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 明るい選挙推進月間について

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8の2に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次の要領により実施する。

昭和57年10月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

## 2 講習の日時及び講習科目

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
昭和57年11月8日 (月)	9時30分から	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和57年11月9日 (火)	9時30分から	第二種	消防用設備等関係法令に関する事項
		第五種 (各種共通)	防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和57年11月11日 (木)	9時から 13時まで	第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和57年11月12日 (金)	9時30分から	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

注1 第三種講習には、ガス漏れ火災警報設備に係る特別講習を含む。

2 講習終了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

## 3 講習の場所

倉吉市山根529番地2 鳥取県立倉吉体育文化会館

## 4 受講申請手続

## (1) 受講申請書の受付期間

昭和57年10月6日(水) から同月15日(金) まで(郵送の場合は、昭和57年10月15日(金) までの消印があるものは、有効とする。)

## (2) 受講申請書の提出先

鳥取市田園町三丁目124番地 社団法人鳥取県消防設備保守協会

## (3) 提出書類

ア 受講申請書

2 種類以上受講しようとする者は講習の区分ごとに提出すること。

## イ 写真

受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書にはり付けると。

## (4) 受講手数料

一の講習の区分につき、3,000円(鳥取県収入証紙により納付すること。)

## 5 その他

(1) 受講当日受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防炎課(電話0857-26-7063)

又は社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857—26—5165）に問い、  
合わせることを。

正 誤

昭和五十六年六月鳥取県告示第五百四十八号（保安林予定森林について）  
中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 終わりから一 字琵琶谷 字琵琶ヶ谷

昭和五十七年一月鳥取県告示第五十八号（保安林の指定予定について）  
中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上 一 字障子瀧 字樟子瀧

〃 〃 終わりから五 字若宮ノ森上 字若宮ノ森ノ上